

こころ医療福祉専門学校佐世保校

令和7年度第2回教育課程編成委員会議事録

1 日時 令和7年12月7日(日) 10:00~11:10

2 場所 こころ医療福祉専門学校佐世保校 5階 503教室

3 委員 出席：高橋 賢一郎(長崎県柔道整復師会)
上田 陽介(純心整骨院)
中野 仁、久野 貴史、甲斐 明日美

(敬称略)

4 主な内容

(1) 開会のことば(中野)

本会の開会目的及び配付資料の確認を行う。

(中野) 教育課程編成委員会は、専攻分野に関する企業・団体等との連携体制を確保して、授業科目の開設やその他の教育課程の編成を行うための組織である。今回は、認定実技審査の内容についてご説明させていただき、委員の方より、ご意見ご感想をお聞きし今後の授業展開の参考にしたい。

(2) 教育課程編成委員会

ア 「認定実技審査」について

(中野) 以前から実施されている認定実技審査は、現在では実施要領に記載されている通り卒業要件として実技審査を受け、評価を得るとなっている。1989年に柔道整復師が国家資格になってから、国家試験が座学的な内容、実技については各校で行うとなっていたが、編成され、その実技試験を養成施設の卒業要件に盛り込むということが、2004年法改正によりカリキュラムが改正され改めて示された。そして、令和4年に改めて改正され、現在に至っている。

令和4年の改定版に、柔道整復研修試験財団の当時の理事である福島先生が、認定実技審査の目的について「患者安全」を示されている。養成施設で基礎的な技能を体得した者が卒業し、国家試験の受験資格を得るとなり、現在、「試験は柔道整復師として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う」という柔道整復師法第10条に基づいて実施されている。平成30年にカリキュラムの大きな改正があり、柔道整復実技と柔道実技、柔道整復実技では、診察と整復あるいは検査、そして固定と大きく2つに分けられている。柔道実技は以前からほぼ変更はない。

今回は、柔道整復実技の診察及び整復または検査、固定の能力について、現時点では課題が診察と整復・検査に16個項目、固定が15項目あり、審査は3学年の10~11月頃に派遣審査員1名体制で受ける形となっている。コロナ禍では対応が難しく、口頭試問だけの審査が3年ほど続いたが、令和6年度から元の形に戻り実施されている状況である。

認定実技審査の課題は、国家試験の必修問題と連動しており、必修問題の試験範囲の柔道整復

についてはこの認定実技審査の課題3 1項目から出題される。そのために、実技と座学両方でこの課題を学生に体得してもらうよう指導しているが、時間を多くとられており、他の柔道整復理論の一般問題5 5問の範囲が広く、そこまで行き届かないという指導側の課題となっている。

本来の認定実技審査の目的に、患者安全とあるため、テクニックだけではなく患者への対応を主体にして審査されるべきであるとなり、審査中に審査員からの指摘を受け、指導されるということがなくなり、審査を公明正大に行う、客観的に見た状態で評価を出すとなっている。

学生の指導する側は、臨床的な対応・コミュニケーションを主体にやるべきか、技術的な部分を中心にやるべきか難しい状況にある。本校では、本審査の前に予備審査を実施し、事前チェックを行っているが、その段階で力を発揮できない学生もおり、集中的に指導を行うこととなる。しかし、10～11月は、国家試験に集中して学習をさせないといけない時期だが、認定実技審査の準備に追われてしまうのが現実である。学生への指導について、臨床的な立場から学生への指導の中心をどこに置くか、ご意見をお聞きしたい。

まず、認定実技審査の指導の中心を、技術的な部分とすべきか、患者対応とすべきか、どのように考えるか。

(高橋) 認定実技審査の項目は種類が多く、学生も教員も大変だとおもう。技術・実技の能力か患者安全のどちらかに偏るといのは、実技の審査員によって、技術的に重きを置く審査員だとマイナスになるということになるため、要領に示されている項目である最低限の実技能力をつけさせることが大事ではないか。

(上田) 技術的なことは臨床に出て重要である。特に応急処置を求める患者は技術的なものをみているため、技術が第一となる。また、損傷や外傷に関する説明、損傷の程度によって運動療法を始める時期等の説明ができるかが重要かと感じる。指導管理の点で患者に対する日常生活の動作、就労環境、生活環境を聞き取る、スポーツ環境、説明の際のコミュニケーションの取り方、症状に対しての指導管理、実際の現場では重要となる

(中野) 技術的な基礎の部分をしっかりとして表現することに重きを置いて指導をしていく。審査の項目については、5分という限られた時間内で表現するのが難しいため、項目を少なくして臨床的に遭遇する内容にあわせていくことが望ましいと考える。

(久野) 毎年同じように指導をしても、その年の学生により違いがある。審査員として評価するポイントを指導するが、形骸化してしまったり、これだけおさえおけばとなったりしないか懸念がある。項目については、実技の授業では教えるが、認定実技審査の項目にあれば説得力があると感じる

(中野) 審査のための練習となり、テクニックだけに重きを置いていると患者対応が雑と感じることもある。我々も認定実技の目的を見定めたくて、指導をする必要があると感じている。

認定実技審査の項目についてはどうか。

(高橋) どれも重要な項目で外すのは難しい。特に手指等の頻繁に目にするようなものは入れた方がよい。

(上田) 骨折は妥当である。減らすのであれば、鎖骨の診察・検査、高齢者骨折は多いので足した方がよいが項目が多すぎてしまう。発生機序をしっかり聞き取る、また決めつけないということも重要である。

(中野) 診察を主体に、整復の手順は基本動作が表現できるように指導していきたい。固定の方は項目をもっと絞ってもいいかと感じるが、その点はどうか。

(上田) 固定は項目が多いから大変だと思う。

(中野) 項目をもっと絞って、基礎的な技術を審査してもらいたい。骨折の固定では、審査対象としてやったほうが良い項目はあるか。

(高橋) 見る限りすべて必要であると思う。

(中野) 脱臼の項目はどうか。

(高橋) 項目にあるものは、全て必要である。

(中野) 足関節テーピングの2項目は一緒でもよいと思うが。

(久野) 私もそう思う。

(上田) 骨折、脱臼の項目は適当だと思う。軟部組織損傷の項目はそれぞれ4つずつぐらいに絞るとよいのではないか。また、高齢者や競技者と区別する項目にするなど、対象患者を分けるなど、学生が覚えやすいようにしたらどうか。臨床でよく遭遇するものを前提に指導をした方がよいと思う。

(中野)

認定実技審査の出題項目が必修問題の課題にもなっているので、すべての項目において理論的には理解をして実践できないといけない。そのため、1年生から課題については触れさせている。例えば、実技ではテープや厚紙副紙などできるだけ早い時期から取り組んでいる。限られた時間の中で、全課題をできないといけないが、必要不可欠な内容ということでご意見をいただいたので、指導を工夫し、身につけさせていきたい。

認定実技審査はこのまま今後も実施される。本校の令和7年度の審査結果は、外部審査員から比較的良いと評価をいただき、指導した甲斐があった。他校での情報を集め、本校で足りない、改善すべきところを認識するようにする。

次回の内容として、審査の基準、評価ポイントについて、ご意見をいただきたい。

現在、在学中に整骨院でアルバイトをしている学生が少ない中、現場での体験は、実技審査にプラスがあるため、体験が足りない学生に対して指導を強化していく。

また、国家試験出題基準の中で柔道整復55問中、臨床問題が15問、うち画像写真問題が5～6問と増えてきており、臨床的な内容に触れていけないといけないため、認定実技審査の準備が重要になる。国家試験の出題基準も変わりつつあり、予想がつかない傾向にある。

(上田) 難易度があがっているということか。

(中野) 難易度というより、教科書にない表現が使用されているなど、語彙力がないと解けない問題が増えている。国家試験の出題要員が増員され、視点が変わってきており、対策が難しいところであり、出題傾向が読めないため、満遍なくやらないといけない。必修問題が1点足りずに落ちる学生が毎回いる。認定実技審査の項目は絶対に抑えておかなければいけないので、神経を使って指導している。

今回お二人から頂いたご意見を参考にし、これからの指導内容、指導方法に活かしたいと思う。

(3) 教育課程編成委員会の閉会

(中野) 今回のご意見を議事録で報告するので、確認をお願いしたい。